

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般のお客さま（当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。 なお、料金については、この需給約款および電気需給契約書によるものといたします。 (2) この需給約款は、次の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）に適用いたします。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）	I 総 則 1 適 用 (1) 当社が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して高圧または特別高圧で電気の供給を受ける一般のお客さま（当社以外の者から電気の供給を受けているお客さまを除きます。）に電気を供給するときの料金その他の供給条件は、この電気需給約款（以下「この需給約款」といいます。）によります。 なお、料金については、この需給約款および電気需給契約書によるものといたします。 (2) この需給約款は、次の地域（電気事業法第 2 条第 1 項第 8 号イに定める離島を除きます。）には適用いたしません。 栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、静岡県（富士川以東）
3 定 義 次の言葉は、この需給約款および電気需給契約書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) ～(14) （略） (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (16) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。	3 定 義 次の言葉は、この需給約款および電気需給契約書においてそれぞれ次の意味で使用いたします。 (1) ～(14) （略） (15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金 電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。 (16) 貿易統計 関税法にもとづき公表される統計をいいます。 <u>(17) JEPX</u> <u>一般社団法人日本卸電力取引所をいいます。</u>

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
(17) 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。	<u>(18) スポット市場</u> <u>JEPX が定める取引規程における翌日取引で、翌日に受け渡される 30 分単位の電気を対象として、入札の方法による実物取引により定期的に実施される取引をいいます。また、JEPX が公表する取引実施日ごとおよび 30 分ごとの約定価格を「スポット市場価格」といい、スポット市場価格のうち東京電力パワーグリッド株式会社の供給エリアで取引されるものを「エリアプライス（東京）」といいます。</u> <u>(19) 平均価格</u> <u>別表 2（燃料費等調整）に定める燃料費等調整単価の算定上、各電源種別ごとに参照するスポット市場価格ならびに貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき算定する平均価格をいいます。</u> <u>(20) 平均燃料価格算定期間</u> <u>スポット市場価格ならびに貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします。）をいいます。</u>
Ⅱ 契約の申込みおよび締結 (変更なし)	Ⅱ 契約の申込みおよび締結 (変更なし)

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
Ⅲ 料 金 13 特別高圧電力 (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算出された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ～ハ (略)	Ⅲ 料 金 13 特別高圧電力 (1)～(3) (略) (4) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額が負の値となる場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額が正の値となる場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。 イ～ハ (略)
14 高圧電力 (1)～(4) (略) (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算出された平均燃	14 高圧電力 (1)～(4) (略) (5) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額が負の値となる場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)<u>△</u>によって算定された

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 <u>22</u> 年 <u>7</u> 月 <u>1</u> 日実施）
料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ～ハ （略）	<u>燃料費等調整額が正の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費<u>等</u>調整）(1)<u>へ</u>によって算定された燃料費<u>等</u>調整額を加えたものといたします。 イ～ハ （略）
15 自家発補給電力 (1)～(2) （略） (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算出された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 イ～ハ （略） (4)～(6) （略）	15 自家発補給電力 (1)～(2) （略） (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、基本料金は、ハによって力率割引または割増しをする場合は、力率割引または割増しをしたものといたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費<u>等</u>調整）(1)<u>へ</u>によって算定された<u>燃料費等調整額が負の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費<u>等</u>調整）(1)<u>へ</u>によって算定された燃料費<u>等</u>調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費<u>等</u>調整）(1)<u>へ</u>によって算<u>定</u>された<u>燃料費等調整額が正の値となる</u>場合は、別表 2（燃料費<u>等</u>調整）(1)<u>へ</u>によって算定された燃料費<u>等</u>調整額を加えたものといたします。 イ～ハ （略） (4)～(6) （略）

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
16 予 備 電 力 (1)～(2) (略) (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算定された平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費調整）(1)イによって算出された平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合は、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。 (4) (略)	16 予 備 電 力 (1)～(2) (略) (3) 料 金 料金は、基本料金、電力量料金および別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。また、電力量料金は、別表 2（燃料費等調整）(1)△によって算定された燃料費等調整額が負の値となる場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)△によって算定された燃料費等調整額を差し引いたものとし、別表 2（燃料費等調整）(1)△によって算定された燃料費等調整額が正の値となる場合は、別表 2（燃料費等調整）(1)△によって算定された燃料費等調整額を加えたものといたします。 (4) (略)
IV 料金の算定および支払い V 使用および供給 (変更なし)	IV 料金の算定および支払い V 使用および供給 (変更なし)
VI 契約の変更および終了 47 電気需給契約の廃止 (1) お客さまがこの需給約款にもとづく電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則、希望日の 3 ヶ月前までに当社に通知していただきます。 (2) 電気需給契約は、49（解約等）および次の場合を除き、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。	VI 契約の変更および終了 47 電気需給契約の廃止 (1) お客さままたは当社がこの需給約款にもとづく電気需給契約を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、原則、希望日の 2 ヶ月前までに相手方に通知することで電気需給契約を廃止できるものといたします。 (2) 電気需給契約は、49（解約等）および次の場合を除き、お客さままたは当社が相手方に通知した廃止期日に消滅いたします。 イ 当社がお客さまの廃止通知を廃止期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に電気需給契約が消滅したものといたします。

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといえます。	ロ 当社の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、電気需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといえます。
Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 Ⅷ その他 （変更なし）	Ⅶ 供給方法，工事および工事費の負担 Ⅷ その他 （変更なし）
附 則 1 この需給約款の実施期日 この需給約款は、2019 年 10 月 1 日から実施いたします。	附 則 1 この需給約款の実施期日 この需給約款は、2022 年 7 月 1 日から実施いたします。
3 消費税法の改正にともなう経過措置 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年 11 月 28 日法律第 85 号）第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法附則（平成 24 年 8 月 22 日法律第 68 号）第 5 条第 2 項の適用を受ける、2019 年 9 月 30 日以前から需給契約が継続し、2019 年 10 月 1 日から 2019 年 10 月 31 日までの間に当社が支払いを受ける権利が確定する料金（2019 年 10 月 1 日以降初めて当社が支払いを受ける権利が確定する日が 2019 年 11 月 1 日以降である料金については、当該確定した料金のうち、消費税法施行令の一部を改正する政令等の一部を改正する政令〔平成 28 年 11 月 28 日政令第 358 号〕第 1 条の規定により読み替えて適用される消費税法施行令附則〔平成 26 年 9 月 30 日政令第 317 号〕第 4 条第 3 項で定める部分に限ります。）の算定における別表 2（燃料費調整）（2）	<u>（削 除）</u>

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）			電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2022 年 7 月 1 日実施）		
の基準単価については、別表 2（燃料費調整）（2）にかかわらず、次のとおりといたします。					
1 キロワット時に つき	高圧で供給を受ける場合	22 銭 0 厘			
	特別高圧で供給を受ける場合	21 銭 7 厘			
（新 設）			3 この需給約款の実施にともなう切替措置 この需給約款実施の日以降に当社が支払いを受ける権利が確定し、かつ、料金の算定期間の終期が 2022 年 7 月の計量日（託送約款等に定める計量日といたします。なお、計量日が毎月月初のお客さまは、2022 年 8 月の計量日といたします。）の前日以前となる料金の算定にあたっては、当社は、Ⅲ（料金）および別表 2（燃料費等調整）にかかわらず、電気需給約款（2019 年 10 月 1 日実施）Ⅲ（料金）および別表 2（燃料費調整）に準じて料金を算定いたします。		
（新 設）			4 燃料費等調整についての特別措置 この需給約款実施の日以降 2023 年 7 月の計量日（託送約款等に定める計量日といたします。なお、計量日が毎月月初のお客さまは、2023 年 8 月の計量日といたします。）の前日までの期間の料金の燃料費等調整額の算定にあたっては、附則 3（この需給約款の実施にともなう切替措置）の適用を受ける場合を除き、別表 2（燃料費等調整）（1）ロにかかわらず、各電源種別ごとの基準価格は、次のとおりといたします。 なお、2023 年 7 月の計量日（託送約款等に定める計量日といたします。なお、計量日が毎月月初のお客さまは、2023 年 8 月の計量日といたします。）以降の料金の燃料費等調整額の算定についてこの特別措置に類する措置（措置を実施しない場合に別表 2（燃料費等調整）を適用して料金として算定された金額と比較して、措置を実施した場合に料金として算定された金額が小さくなるものをいいます。）を実施する場合には、当社は、その措置の適用期間と基準価格についてあらかじめお客さまにお知らせいたします。		

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）						
	<table border="1" data-bbox="1211 204 1744 371"> <tr> <td>a</td><td>20 円 00 銭</td></tr> <tr> <td>b</td><td>80,000 円</td></tr> <tr> <td>c</td><td>20,000 円</td></tr> </table>	a	20 円 00 銭	b	80,000 円	c	20,000 円
a	20 円 00 銭						
b	80,000 円						
c	20,000 円						
別 表	別 表						
1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。 (2) (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ (略) ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわら	1 再生可能エネルギー発電促進賦課金 (1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第 36 条第 2 項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示（以下「納付金単価を定める告示」といいます。）により定めます。 なお、当社は、再生可能エネルギー発電促進賦課金単価をあらかじめお客さまにお知らせいたします。 (2) (略) (3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 イ (略) ロ お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 1 項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出ていただいたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、お客さまからの申出の直後の 5 月分の料金に係る計量期間等の始期から翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等の終期（お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 5 項または第 6 項の規定により認定を取り消された場合は、当該認定を取り消された日を含む計量期間等の終期といたします。）までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、イにかかわら						

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）	電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用 ）（20 22 年 7 月 1 日実施）
ず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。	ず、イによって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 1 号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第 37 条第 3 項第 2 号に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じてえた金額（以下「減免額」といいます。）を差し引いたものといたします。 なお、減免額の単位は、1 円とし、その端数は、切り捨てます。
2 燃料費調整 (1) 燃料費調整額の算定 イ 平均燃料価格 原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。 なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入いたします。 $\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$ A = 各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 $\alpha = 0.1970$ $\beta = 0.4435$ $\gamma = 0.2512$ なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。	2 燃料費等調整 (1) 燃料費等調整額の算定 イ 平均燃料価格 <u>各電源種別ごとの平均燃料価格は、JEPX のスポット市場価格ならびに貿易統計における液化天然ガスおよび石炭の輸入品の数量および価額の値にもとづき、次の算式によって算定された値といたします。</u> <u>(削 除)</u> A = 各平均燃料価格算定期間におけるエリアプライス（東京）の平均価格 B = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格 C = 各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格 <u>(削 除)</u> なお、<u>各平均価格算定期間におけるエリアプライス（東京）の平均価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。また、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の</u>

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）

ロ 燃料費調整単価

燃料費調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

(イ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を下回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (44,200 \text{ 円} - \text{平均燃料価格}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

(ロ) 1 キロリットル当たりの平均燃料価格が 44,200 円を上回る場合

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 44,200 \text{ 円}) \times \frac{(2) \text{の基準単価}}{1,000}$$

電気需給約款（特別高圧・高圧 **東京電力管内用**）（2022 年 7 月 1 日実施）

単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

ロ 基準価格

各電源種別ごとの基準価格は、JEPX の基準価格を a、液化天然ガス 1 トン当たりの基準価格を b、石炭 1 トン当たりの基準価格を c とし、次のとおりといたします。

<u>a</u>	<u>15 円 00 銭</u>
<u>b</u>	<u>80,000 円</u>
<u>c</u>	<u>20,000 円</u>

ハ 基準単価

基準単価は、液化天然ガスおよび石炭の平均価格が 1,000 円変動した場合の値（消費税等相当額を含みます。）とし、次のとおりといたします。

なお、液化天然ガスの基準単価を X、石炭の基準単価を Y といたします。

<u>1 キロワット時</u> <u>につき</u>	<u>高圧で供給を</u>	<u>X</u>	<u>20 銭 0 厘</u>
	<u>受ける場合</u>	<u>Y</u>	<u>40 銭 0 厘</u>
	<u>特別高圧で供給を</u>	<u>X</u>	<u>19 銭 5 厘</u>
	<u>受ける場合</u>	<u>Y</u>	<u>39 銭 0 厘</u>

三 燃料費等調整単価

燃料費等調整単価は、次の算式によって算定された値といたします。

なお、JEPX の変動単価は、次の算式により損失率を補正した消費税等相当額を含む値とし、損失率は高圧で供給を受ける場合は 3.7 パーセント、特別高圧で供給を受ける場合は 1.3 パーセントといたします。また、JEPX の変動単価、液化天然ガスの変動単価および石炭の変動単価ならびに燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入いたします。

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）

電気需給約款（特別高圧・高圧 **東京電力管内用**）（20**22** 年 **7** 月 **1** 日実施）

$$\begin{aligned} \text{燃料費等調整単価} &= \text{JEPX の変動単価} \times \alpha \\ &\quad + \text{液化天然ガスの変動単価} \times \beta \\ &\quad + \text{石炭の変動単価} \times \gamma \end{aligned}$$

$$\text{JEPX の変動単価} = \frac{A - a}{1 - \text{損失率}} \times \frac{1.1}{1.000}$$

$$\text{液化天然ガスの変動単価} = \frac{(B - b)}{1.000} \times \frac{X}{1.000}$$

$$\text{石炭の変動単価} = \frac{(C - c)}{1.000} \times \frac{Y}{1.000}$$

$$\alpha = 0.2500$$

$$\beta = 0.2500$$

$$\gamma = 0.5000$$

ハ 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等

ホ 燃料費**等**調整単価の適用

各平均**燃料**価格算定期間の平均**燃料**価格によって算定された燃料費**等**調整単価は、その平均**燃料**価格算定期間に対応する燃料費**等**調整単価適用期間に使用される電気に適用いたします。

なお、平均**燃料**価格算定期間に対応する燃料費**等**調整単価適用期間は、次のとおりといたします。

平均 燃料 価格算定期間	燃料費 等 調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月分の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月分の料金に係る計量期間等
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月分の料金に係る計量期間等
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月分の料金に係る計量期間等
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月分の料金に係る計量期間等

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2019 年 10 月 1 日実施）

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

ニ 燃料費調整額

燃料費調整額は、その 1 月の使用電力量にロによって算定された燃料費調整単価を適用して算定いたします。

(2) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次のとおりいたします。

1 キロワット時つき	高圧で供給を受ける場合	22 銭 4 厘
	特別高圧で供給を受ける場合	22 銭 1 厘

(3) 燃料費調整単価等の通知

当社は、(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロによって算定された燃料費調整単価をお客さまにお知らせいたします。

電気需給約款（特別高圧・高圧 東京電力管内用）（2022 年 7 月 1 日実施）

毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月分の料金に係る計量期間等
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月分の料金に係る計量期間等
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月分の料金に係る計量期間等
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月分の料金に係る計量期間等
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月分の料金に係る計量期間等
毎年 11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月分の料金に係る計量期間等
毎年 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間）	翌年の 5 月分の料金に係る計量期間等

ㄥ 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その 1 月の使用電力量に三によって算定された燃料費等調整単価を適用して算定いたします。

(削 除)

(2) 燃料費等調整単価等の通知

当社は、~~(1)イの各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格、1 トン当たりの平均石炭価格および(1)ロ~~ (1)によって算定された燃料費等調整単価の算定結果をお客さまにお知らせいたします。